

奈良県告示第三百二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び桜井市環境部環境総務課（桜井市大字浅古四八五番地の一）において一般の縦覧に供する。  
令和元年十二月三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地  
奈良県広域水道センター 所長 曾和 治次  
大和郡山市満願寺町四四四番地の三
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
奈良県桜井浄水場  
桜井市大字初瀬三七〇一番地
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）別表第一第六十四号の二口に掲げるろ過施設一基
特定施設の能力	処理水量 一三八、二四〇 <sup>3</sup> m /日
特定施設の工事着手予定年月日	許可後直ちに
特定施設の工事完成予定年月日	着工後直ちに
特定施設の使用開始予定年月日	完成後直ちに





処理前及び処理後の汚水	の 後 理 の 処 大 び 最 及 前 理 の 常 よ に 設 施 状 染 汚 の 等 水 汚												項 目	
	りん含有量 (単位 mg/l)		窒素含有量 (単位 mg/l)		(単位 mg/l)		(COD) (単位 mg/l)		化学的酸素要求量 (単位 mg/l)		生物化学的酸素要 求量 (BOD) (単位 mg/l)			水素イオン濃度 (水素指数)
A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	
二	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	通常
二	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	最大
二	二・〇	七〇・〇一	一〇・〇	〇・七	一〇・〇	〇・九	五・〇	二・五	五・〇	〇・二	七・六	七・四	通常	
二	二・〇	三〇・〇五	一〇・〇	一・四	一〇・〇	一四・〇	五・〇	四・〇	五・〇	一・二	七・六	七・四	最大	

等の一日当たりの通常 の量及び最大の量(単位 m³)	B施設	一	一	一	一

六 排水水の汚濁状態及び量

排水水の汚濁状態												項目
りん含有量(単位 mg/l)		窒素含有量(単位 mg/l)		浮遊物質(単位 mg/l)		化学的酸素要求量(COD)(単位 mg/l)		生物化学的酸素要求量(BOD)(単位 mg/l)		水素イオン濃度(水素指数)		
排水口A	排水口D	排水口A	排水口D	排水口A	排水口D	排水口A	排水口D	排水口A	排水口D	排水口A	排水口D	
0.017	100	0.7	100	0.9	50	2.5	50	0.2	50	7.6	7.4	通常
0.053	100	1.4	100	140	50	40	50	1.2	50	7.6	7.4	最大

排水水の量(単位 m <sup>3</sup> /日)		
排水口 D	排水口 A	排水口 D
一	二六〇	二・〇
一	三四〇	二・〇